社援発 0 3 2 8 第 2 1 号 令和 7 年 3 月 2 8 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会・援護局長 ( 公 印 省 略 )

「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005013号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

・社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費および仮設施設整備工事費の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005013号)

# 新旧対照表

改	正	後		行
		社援発第1005013号		社援発第1005013号
		平成 1 7 年 1 0 月 5 日		平成 1 7 年 1 0 月 5 日
		第一次改正、第二次改正		第一次改正、第二次改正
		第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正		第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正
		第七次改正、第八次改正		第五人以正、第八人以正   第七次改正、第八次改正
		第九次改正、第十次改正		第九次改正、第八次改正(
		第十一次改正、第十二次改正		第十一次改正、第十二次改正
		第十三次改正、第十四次改正		第十三次改正、第十四次改正
		第十五次改正、第十六次改正		第十五次改正
		省略		省略
		第十七次改正		第十六次改正
		社援発0328第21号		社援発 0 9 1 3 第 2 号
		令和7年3月28日		令和6年9月13日
都道府県知事			都道府県知事	
各 指定都市市長 殿			各 指定都市市長 殿	
中核市市長			中核市市長	
	厚生労働省社会	・援護局長	厚生	労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
			/	

改			現	行	
	施設等施設整備費における解体 施設整備工事費の取扱いについ		社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費 及び仮設施設整備工事費の取扱いについて		
生労働省発社援第100500 国庫補助について」により 紙のとおり「社会福祉施設 助金実施要綱」を定め、平	費国庫補助金の交付については 3号厚生労働事務次官通知「社 行うこととされているが、標記 等施設整備費(解体撤去工事費 成17年4月1日から適用する 周知徹底を図るよう配慮願いた	会福祉施設等施設整備費の の取扱いに当たっては、別 ・仮設施設整備工事費)補 こととしたので、了知のう	生労働省発社援第1005003号厚生労働 国庫補助について」により行うこととる 紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費	金の交付については、平成17年10月5日厚 動事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の されているが、標記の取扱いに当たっては、別 費(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)補 月1日から適用することとしたので、了知のう 図るよう配慮願いたい。	
別紙			別紙		
(略)			(略)		

改 正 後 現 行

別表1 - 1

#### 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

			(112:13/
施設	の 種 類	標準	都 市 部
救護施設		<u>348.000</u>	<u>366,000</u>
更生施設		<u>348,000</u>	<u>366,000</u>
授産施設		<u>159.000</u>	<u>166,000</u>
宿所提供施設		<u>123,000</u>	<u>129.000</u>
社会事業授産施設		<u>159.000</u>	<u>166,000</u>
日常生活支援住居施設		<u>123,000</u>	<u>129.000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,700,000	<u>15,300,000</u>
2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	通所系 (注1)	<u>7.400.000</u>	<u>7.720.000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>128,000</u>	-
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>192.000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>269.000</u>	-
<b>メエロ业义</b> 透肥似	社会福祉法人設置(注2)	<u>404.000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1 - 2

(耐震化等整備を行う場合)

#### 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

			(+ <u> u</u> ,  <u>J</u> )
施設	の種類	標準	都 市 部
救護施設		<u>464,000</u>	<u>486,000</u>
更生施設		<u>464,000</u>	<u>486,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>19.500.000</u>	<u>20.500.000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>170,000</u>	-
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>255.000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>357.000</u>	-
又 正口立义 及 肥 以	社会福祉法人設置(注2)	<u>536,000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1 - 1

#### 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

			(単1型:円)
施設	の種類	標準	都 市 部
救護施設		<u>333.000</u>	<u>349,000</u>
更生施設		<u>333,000</u>	349,000
授産施設		<u>152.000</u>	<u>159.000</u>
宿所提供施設		<u>117,000</u>	<u>122,000</u>
社会事業授産施設		<u>152.000</u>	<u>159.000</u>
日常生活支援住居施設		<u>117,000</u>	<u>122,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>14,100,000</u>	14,700,000
2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	通所系 (注1)	<u>7,070,000</u>	<u>7,420,000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>122,000</u>	-
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>183.000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>257.000</u>	-
<b>又正口立义</b> 该肥权	社会福祉法人設置(注2)	<u>386.000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1 - 2

(耐震化等整備を行う場合)

#### 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

施設	の 種 類	標準	都 市 部
救護施設		<u>444,000</u>	<u>466,000</u>
更生施設		<u>444,000</u>	<u>466,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>18,700,000</u>	<u>19.600.000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>163,000</u>	-
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>245.000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>341.000</u>	-
久性日立又按肥议	社会福祉法人設置(注2)	<u>512.000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 改 正 後

#### 別表1 - 3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づ〈津波避難対策緊急事業計 画に掲げる整備を行う場合)

#### 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設	の種類	標準	都 市 部
救護施設		<u>464,000</u>	<u>486,000</u>
更生施設		<u>464,000</u>	<u>486,000</u>
授産施設		<u>210,000</u>	<u>221,000</u>
宿所提供施設		<u>163,000</u>	<u>171,000</u>
社会事業授産施設		<u>210,000</u>	<u>221,000</u>
日常生活支援住居施設	<u> </u>	<u>163,000</u>	<u>171,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>19.500.000</u>	<u>20.400.000</u>
1年日 田田民 15711111111111111111111111111111111111	通所系 (注1)	<u>9,450,000</u>	<u>9.900,000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>168.000</u>	-
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>252,000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>355.000</u>	-
入江山立义汉旭以	社会福祉法人設置(注2)	<u>533.000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

#### 別表1 - 4

(沖縄振興計画に基づ(事業として行う場合)

#### 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の	種	類	標準	都市	部
障害福祉関係施設	入所:	系		<u>16,300,000</u>	<u>17.</u>	000,000
<b>障害偏</b> 征関係施設	通所:	系		<u>8.220.000</u>	<u>8.</u>	580,000

(注)都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1 - 3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づ〈津波避難対策緊急事業計 画に掲げる整備を行う場合)

行

現

#### 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設	の種類	標準	都 市 部
救護施設		444,000	466,000
更生施設		<u>444,000</u>	<u>466.000</u>
授産施設		<u>201,000</u>	211,000
宿所提供施設		<u>156,000</u>	<u>164,000</u>
社会事業授産施設		<u>201,000</u>	<u>211,000</u>
日常生活支援住居施設	ł	<u>156,000</u>	<u>163,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>18,600,000</u>	<u>19,500,000</u>
<b>卢古油业</b> 医原心区	通所系 (注1)	<u>9.070.000</u>	<u>9.520.000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>161,000</u>	-
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>242.000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>339,000</u>	-
<b>大江口立义</b> 孩爬议	社会福祉法人設置(注2)	<u>509,000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

#### 別表1 - 4

(沖縄振興計画に基づ(事業として行う場合)

#### 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施	設	の	種	類	標	準	都市	部
障害福祉関係施設		入所	系			<u>15,600,000</u>	<u>16.</u>	.400,000
		通所	孫			7,850,000	8.	.250.000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

	改	正	後				現			行	
引表1 - 5					別表1 - 5						
	基づ〈事業として耐震( <b>業(1施設)当たり</b> (				(沖縄振興			耐震化等整備 たりの解体指		間接補助基準単	
施	設 の 種 類	標	準都	(単位:円) 市 部		施設	の 種	類	標	準都	(単位:P 市
章害福祉関係施設	入所系		<u>21.700.000</u>	<u>22.800.000</u>	障害福祉	関係施設	入所系			20.800.000	21,800,0
(注)都市部は、	都市部特例割増加算	対象施設の解体撤去	工事費基準単価で	`あること。	(注)都市	市部は、都市	部特例割增	加算対象施設	の解体撤去	工事費基準単価で	であること。
引表1 - 6					別表1 - 6						
	備事業計画のうち、同 ○行う場合及び地震隊									社会福祉施設(木) 画に基づいて実施	
	- 付つ場合及び地震院 に掲げる社会福祉施									画に奉 Jバで美施 して行う場合)とし「	
<b>中国41</b> /4	1車業サイル・	当たりの解体撤去	丁事春期控制的主	推出価	完	昌1人(1章	<b>業▽け1</b> #	11401当たりの	解休墩土	工事費間接補助:	其準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標準	都	市	部
救護施設			387,000		406.0	000
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	16,300,000		305,500,0	000
P 中 田 田 氏   小 地 以	通所系	(注1)	8,220,000		393,700,0	000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 正員 ] 人( ] 事業乂は ] 施設) 当たりの解体徹去上事賃間接補助基準単価

施設	の種	類	標準	都市	部
救護施設			370,000	38	8.000
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	<u>15,600,000</u>	<u>16,40</u>	0,000
学古油油场/水池以	通所系	(注1)	<u>7.850.000</u>	<u>8.25</u>	0.000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改	正	後	現	行	

#### 別表1-7

(地震対策緊急整備事業計画のつ5、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築と して行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業の うち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整

## | 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標	準	都	市	部
救護施設				<u>515,000</u>		540,000	0
障害福祉関係施設	入所系	(注1)	<u>21</u> .	700,000	2	22.800.000	0

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

#### 別表1 - 7

(地震対策緊急整備事業計画の25、同法別表第1に掲げる社会保祉施設(木造施設の改築とし て行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のう ち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備 を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

旅	Ė	設	の	種	類	標	準	都	市	部
救護施設							493,000		517,00	00
障害福祉関係施	施設	:	入所	系	(注1)		20,800,000		21,800,00	<u> </u>

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表2 - 1

## 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

行

(単位∶円

			(半位, 口)
施設	の 種 類	標準	都 市 部
救護施設	_	607,000	<u>637,000</u>
更生施設		<u>607,000</u>	<u>637.000</u>
授産施設		<u>285,000</u>	<u>299,000</u>
宿所提供施設		<u>228,000</u>	<u>239.000</u>
社会事業授産施設		<u>285,000</u>	<u>299,000</u>
日常生活支援住居施	段	228,000	<u>239,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>25,700,000</u>	<u>27,000,000</u>
P 日 田 正决 1水 地	通所系 (注1)	<u>12.300.000</u>	<u>12,900,000</u>
女性相談支援セン	自治体設置(注2)	<u>231,000</u>	-
ター一時保護所	社会福祉法人設置(注2	<u>347,000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>468,000</u>	-
<b>又</b> 压白立义 波池 欧	社会福祉法人設置(注2	702,000	-

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

現

- 2 1世帯当たりの単価であること。
- 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること

別表2-1

#### 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設	の種類	標準	都 市 部
救護施設		<u>636,000</u>	<u>667,000</u>
更生施設		<u>636,000</u>	<u>667,000</u>
授産施設		<u>298,000</u>	<u>312,000</u>
宿所提供施設		<u>239,000</u>	<u>250,000</u>
社会事業授産施設		<u>298,000</u>	<u>312,000</u>
日常生活支援住居施設	<u> </u>	239,000	<u>250,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>26,900,000</u>	<u>28,200,000</u>
1年日 田 正	通所系 (注1)	<u>12.800,000</u>	<u>13,400,000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>242,000</u>	-
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>363,000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>490,000</u>	-
入江山立义汉旭以	社会福祉法人設置(注2)	<u>735,000</u>	•

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

#### 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

-			(半位, 门)
施設	の 種 類	標準	都 市 部
救護施設		<u>844,000</u>	<u>886.000</u>
更生施設		<u>844,000</u>	<u>886.000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>35,900,000</u>	<u>37.600.000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>312,000</u>	-
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>468,000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>642,000</u>	-
<b>文压口亚文汤</b> 肥权	社会福祉法人設置(注2)	<u>963,000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

## 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

施設	の 種 類	標準	都 市 部
救護施設		<u>807,000</u>	<u>847,000</u>
更生施設		<u>807,000</u>	<u>847.000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>34.300,000</u>	<u>36.000,000</u>
女性相談支援セン	自治体設置(注2)	<u>298,000</u>	ı
ター一時保護所	社会福祉法人設置(注2	<u>447,000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>613,000</u>	·
入江口立义汉旭以	社会福祉法人設置(注2	<u>920,000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること

#### 別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づ〈津波避難対策緊急事業計 画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

			(十四:13)
施設	の 種 類	標準都	市部
救護施設		<u>844,000</u>	<u>886,000</u>
更生施設		<u>844,000</u>	<u>886,000</u>
授産施設		<u>396,000</u>	<u>416,000</u>
宿所提供施設		<u>318,000</u>	<u>333,000</u>
社会事業授産施設		<u>396,000</u>	<u>416,000</u>
日常生活支援住居施設	ţ.	<u>318,000</u>	<u>333,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>35.800.000</u>	<u>37.500.000</u>
<b>学占油证法/</b> 协心 <b>议</b>	通所系 (注1)	<u>17,000,000</u>	<u>17.800.000</u>
女性相談支援センター	自治体設置(注2)	<u>320.000</u>	<u>-</u>
一時保護所	社会福祉法人設置(注2)	<u>480,000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>647,000</u>	-
久性目立又按肥設	社会福祉法人設置(注2)	<u>971,000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

#### 別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

#### 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

							(十14.1	J/
施設	の 뒦	種	類	標	準	都	市	部
障害福祉関係施設	入所:	系		2	9,900,000		31,300,000	0
焊合油油铁水池以	通所	系		1	4,200,000		14,900,000	0

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

#### 別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づ〈津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

			(+1413)
施設	の 種 類	標準	都 市 部
救護施設		807,000	<u>847,000</u>
更生施設		807,000	<u>847,000</u>
授産施設		<u>379,000</u>	<u>397,000</u>
宿所提供施設		<u>303,000</u>	<u>318,000</u>
社会事業授産施設		<u>379,000</u>	<u>397,000</u>
日常生活支援住居施	<b></b>	<u>303,000</u>	<u>318,000</u>
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	<u>34,200,000</u>	<u>35,900,000</u>
作 占 油 证 法	通所系 (注1)	<u>16,200,000</u>	<u>17,000,000</u>
女性相談支援セン	自治体設置(注2)	<u>305,000</u>	<u>-</u>
ター一時保護所	社会福祉法人設置(注2	<u>458.000</u>	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	<u>618,000</u>	-
<b>文压口立义</b> 扬肥权	社会福祉法人設置(注2	<u>927,000</u>	-

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 1世帯当たりの単価であること。
  - 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること

#### 別表2 - 4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

### 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	. の	種	類	<b>ᡮ</b>	票準	都	市	部
障害福祉関係施設		、所系			28,500,000		30,000,0	00
障害福祉関係施設		所系			13.600.000		14.300.0	00

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

## 改 正 後 現 行

#### 別表2-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

#### 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類	標		都	市 :	郋
障害福祉関係施設 入所系		39,900,000		41,800,000	

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

#### 別紙2-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

#### 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施	設	のき	種	類	標	準	都	市	部
救護施設						<u>706,000</u>		<u>741</u>	.000
陪宝短处思络施設	п	入所	系	(注1)		<u>29,900,000</u>		31,300	.000
障害福祉関係施設		通所	系	(注1)		14,200,000		14,900	.000

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

#### 別紙2-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

#### 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施	設	の	種	類	標	準	都	市	部
救護施設						938,000		985	5,000
障害福祉関係施	設	入	听系	(注1)		39,900,000		41,800	000,0

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

#### 別表2-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

#### 1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設	の種	類	標	準	都市	部
障害福祉関係施設	入所系			38,100,00 <u>0</u>	<u>40</u>	0.000,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

#### 別紙2-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

#### 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

(単位・円)

						(+14.	1 3 /
施設	の種	類	標	準	都	市	部
救護施設				<u>675,000</u>		708.00	0
障害福祉関係施設	入所系	(注1)		28,500,000		30,000,00	0
<b>浮古油业沃尔他</b> 议	通所系	(注1)		13,600,000		14,300,00	00

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること

#### 別紙2-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

#### 定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価

								(+1	Z ·   J /
施	設	の	種	類	標	準	都	市	部
救護施設						896,000		940	.000
障害福祉関係施	設	入戶	听系	(注1)		38,100,000		40,000	.000

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
  - 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること